

社会保険と企業の社会的責任 : 社会保険料の事業主負担は正当か

細見, 佳子
九州大学大学院法学府 : 博士後期課程 : 法理学

<https://doi.org/10.15017/14715>

出版情報 : 九大法学. 95, pp.211-233, 2007-09-26. Kyudai Hogakka i
バージョン :
権利関係 :

研究ノート

社会保険と企業の社会的責任

—— 社会保険料の事業主負担は正当か ——

細見佳子

はじめに — 社会保険料の事業主負担をめぐる問題と背景

1. 社会保険・企業・市民社会
 - (1) 社会保険
 - ① 社会保険の変遷と特徴
 - ② 社会保険料の事業主負担
 - (2) 企業と市民社会
 - ① 企業と社会
 - ② 市民社会としての企業と社会保険
2. 社会保険料の事業主負担をめぐる学説
 - (1) 社会保障法の形成期における社会保険と企業の社会的責任
 - ① 菊池勇夫教授の著作から
 - ② 荒木誠之教授の著作から
 - (2) 事業主負担をめぐる社会保障法の諸学説
 - ① 諸学説
 - ② 検討
 - (3) 事業主負担廃止論
 - ① 『企業福祉の終焉』
 - ② 橘木説の検討
3. 企業の社会的責任（CSR）
 - (1) 企業の社会的責任（CSR）とは何か
 - (2) 企業の社会的責任（CSR）と企業
 - (3) 社会保険と企業の社会的責任（CSR）

はじめに — 社会保険料の事業主負担をめぐる問題と背景

本稿は、社会保険料の事業主（企業）負担を「企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）」によって正当化する試みである。わが国の医療、年金、労災、雇用、介護の社会保険は、現行では、「正社員⁽¹⁾」に関して、事業主つまり企業が、保険料をおおよそ労使折半の原則に基づき一定の割合で、負担することを義務づけている（西村2003：141-2）。この事業主負担については、従来、経営者団体等が、負担による国際競争力の低下を理由に、廃止すべきであると主張してきた。ただでさえ労働コストの低い発展途上国との競争に耐えるには、社会保険料は足かせになるという主張である。実際、日本の経済状況を反映して、企業による社会保険料の不払いが新聞等で報じられている（朝日新聞朝刊2004年7月10日）。また、現行では企業が社会保険料を負担しなくてよい、パートや派遣労働といった非典型雇用の形態で雇用して、合法的に保険料負担を回避することも一般化してきている。

このような状況下で、経済学者の橘木俊詔教授は、『企業福祉の終焉 — 格差の時代にどう対応すべきか』という著作において、「企業は福祉から撤退してよい」（橘木2005：i）、事業主負担も「終焉の方向にあってよい」（同：ii）と主張する。この橘木教授の議論については、後述するが、社会保障の財源調達を、社会保険方式ではなく、税方式に転換するというものである（同：160-1）。経済学者は、社会保険料と租税とを同視する傾向にあると言われる（堤2000：10-11；宮島2006：202）。社会保険制度に特別な価値を見出さない場合は、自ずと事業主負担の意義は低くなるであろうし、その結果として、廃止論を主張することになるのも首肯しうる。

ところが、平成19年（2007年）に入り、この事業主負担の問題は急展開を見せる。それは、パート労働者への社会保険適用拡大の動きである

(『社会保険旬報』2313号、2007年4月21日、18頁；江口2007：38-9)。この適用が拡大される対象は、ごく一部にとどまるし、実現化には未だ予断を許さないが、従来の状況を鑑みると、この動きは注目に値する。

本稿では、この社会保険料の企業による負担について、再検討するとともに、その正当化をはかりたい。なお、企業福祉についての他国との比較研究は既になされていることもあり（武川・佐藤2000；橘木2005）、本稿では、基本的に日本の状況と日本の文献を中心に検討を進めて考察していく。また本稿は、細かな制度を詳細に紹介することを目的するものでもない。本稿にて試みるのは、社会保険制度の一要素である、保険料の事業主負担について問い直し、企業の社会的責任（CSR）という概念と架橋することである。

1. 社会保険・企業・市民社会

(1) 社会保険

① 社会保険の変遷と特徴

日本の社会保険の変遷を辿ると、それは元々労働者を対象として発足しており、我が国最初の社会保険法は、工場、鉱山の現場労働者対象の医療保険、すなわち大正13年（1922年）に制定された健康保険法であった（荒木2002：1-27）。その後、戦時下の昭和13年（1938年）に、戦時厚生政策として、一般国民に医療保険を拡大する国民健康保険が制定された。戦後、日本国憲法が施行され、生活保護法〔昭和21年（1946年）、昭和25年（1950年）改正〕、労働者災害補償保険法〔昭和22年（1947年）〕、身体障害者福祉法〔昭和24年（1949年）〕、といった様々な社会保障法制度が整備されていった（同：274）。その際、社会保障制度設計に関する指針となったのは、昭和25年（1950年）の社会保障制度審議会による「社会保障制度に関する勧告」である。この勧告は、「社会保障の中心を

なすものは、自らをしてそれに必要な経費を拠出せしめるところの社会保険でなければならない」としながらも、憲法の理念をもとに、「社会保険、国家扶助、公衆衛生及び社会福祉」が相互に関連し合いながら総合一元的に運用されることを期待している。やがて、労働者以外の全国民を包摂する、画期的な国民皆保険が昭和33年（1958年）に、国民皆年金が翌年に制度上は達成された（荒木1999：133-5；同2002：7）。本稿との関係で言えば、労働者保険からスタートしたこと、普遍的に全国民を対象とする保険へと推移したこと、戦後の制度構成では社会保険が中心とされてきたことを、特に押さえておきたい。

ところで、社会保険の特徴は何であろうか。一般に社会保険は、「保険」に固有の原理と「社会性」（扶養性）原理という二原理を結びつけたものであり、私保険との違いは、強制加入であること、所得の再分配機能を有することであるとされる（西村2003：26-28；加藤・菊池馨実・倉田・前田2001：16-19、[菊池執筆]）。個人には強制的に社会保険への加入が義務付けられ、その個人を雇用する企業もまた社会保険に関与することになる。税と比較すると、保険料を拠出するか否かという保険技術への依拠の有無が違いとなる。ただし、社会保険の場合は、私保険と違って、所得の再分配機能を有することから、制度間の財政力格差を是正するために、公費が投入されている（財政調整）。さらに、保険に加入する者の事情を考慮して、保険料の減免制度が設けられている。たとえば保険料だけでなく公費が投入されていても、たとえば保険料が免除される場合があっても、原則的に保険料を拠出する制度であれば、保険制度と呼ぶことができるであろう⁽²⁾。

社会保険方式のメリットについては、給付と費用の対応関係が把握しやすく、費用を意識しやすいこと、収入に安定性があること、等が指摘される（西村2003：142-143）。また、社会保険の連帯や自治の要素が保険者自治という言葉でプラスに評価されることも多い。例えば、介護保険導入時の議論をみると、税による措置制度よりも、保険による自治的

な要素の強い制度が望ましいとされ、抛出をすることで権利性や当事者意識も高まり、財源的にもメリットがあると考えられた。一方デメリットとしては、国民年金や国民健康保険の場合、所得捕捉が難しい上、徴収コストもかなり大きくなることがあげられる。

② 社会保険料の事業主負担

社会保険料の事業主負担についていえば、昭和2年(1927年)に医療保険としての健康保険法が施行されて以降、被用者保険(「勤め人」が加入する保険)では、保険料をおおよそ労使折半の原則に基づき、企業が一定の割合で負担している⁽³⁾。事業主の負担割合は、各国により違いがあり、例えばフランスでは、8割を負担する(橘木2005:9-23)。日本でも、労働組合運動がさかんであった1970年代に、社会保険料の負担割合を、被保険者側三、事業主側七の割合にする会社もあった(高山1977:13-26)。

ドイツの介護保険法における保険料の事業主負担については、介護保険創設時に経済界が強硬に反対して「制度導入の最大のネック」(『社会保険旬報』1895号、1995年12月11日、4頁)と称されるほどの大論争となった。実際、事業主負担の見返りとして州の法定祝日を1日減らして、決着させている(荻野2005:16)。

日本で、平成12年(2000年)に施行された介護保険法における保険料の事業主負担についても、事業主の代表である日経連の委員が、強く反対した(増田2003:134)。日経連は、介護保険では、保険料は基本的に個人負担とすべきであり、事業主負担については、労使の話し合いで自主的に決定したいと主張した。これに対して、当時の厚生省は、「介護保険制度の創設により、①社会的な介護サービスが充実されることから、従業員の離退職の防止等が期待できること、②老人医療の一部が介護保険に移行することなどから、老人保健抛出金の事業主負担が軽減されること、等の受益が事業主に生じること、また、企業も企業市民としての社会的責任を有していることを踏まえると、事業主に対して介護保険制

度への抛出を求めることは合理的なものである」(同：134)と説得して、決着した。

(2) 企業と市民社会

① 企業と社会

企業がどのような事業を展開しているかにもよるが、企業は社会と関って取引きをしているのであるから、社会的な信用を得ることが重要となる。それは、昨今の企業不祥事の顛末をみても明らかである。企業は、利益のみを追求するのでは、成り立ち得ない。それはなぜであろうか。ひとつには、企業のイメージの重要性が指摘できる。社会的に責任を果たし、従業員、消費者、地域社会、ひいては社会全体から、社会的な信用を得ることで、企業運営にプラスの効果をもたらし、利益を上げることができる。社会的な責任をまったく脇に置いた会社からは、品質の良い製品やサービスもうまれにくいであろう。なぜなら、その製品やサービスを生み出すのは、その企業で働く従業員という人間だからである。非社会的で、無責任な製品やサービスを提供するために働いて賃金を得ているとは、いかなる従業員も思いたがらない。そこからは普通、労働インセンティブは高まらないはずである。自社の製品やサービスに対して、消費者からクレームを目の前につきつけられることもある。クレームが多発すると社会問題となる。社会問題やクレームを無視して、働き続けることができる従業員はそう多くない。それ以前に、そういう会社は、社会的な責任を果たしていないとして、社会的な信用を失い、ビジネスを続けることが困難となろう。社是に、企業活動を通じての社会的貢献が謳われがちなもの、もっともなことである。

② 市民社会としての企業と社会保険

社会的な存在としての企業と社会保険とは、どのような関係にあるのだろうか。周知のように、社会保障においても「官から民へ」という流

れがみられる。それは、理屈としては、強制力をもつ国家・政府による社会保障サービスの提供がもたらす様々な弊害として説明される。一つには、働いても働かなくても同じなら、人は働かなくなり、労働インセンティブが下がり、民間活力をそぐということが、従来から指摘されてきた。さらに、福祉国家による政策が、日常生活の規律化や権力統制をおしすすめるという批判も、最近では有力な批判となっている。

現象面でも、近年、市民社会やNPOへの期待が高まっており、福祉NPOの活躍もよく知られている。また、介護保険導入時の「措置から契約へ」という標語は、従来の国家による画一的・強制的・一方的なサービス提供から、利用者の選択が尊重される方向、サービス供給主体も企業やNPO等多元的となる方向への移行を表している。そういう意味で、社会保障における非国家の役割、特に公共的な機能を担う市民社会の役割が重要になると考える。

市民社会は、非強制的な空間であり、社会的な連帯によって人間関係を共同で維持していく自治の空間であり、そこでは参加が重視される(細見2007:146)。つまり、いわゆる「官」ではなく「民」による水平的なネットワークで維持され、連帯・自治・参加といったタームと親近性をもつ領域のことである。

社会保険については、その本質は、「「相扶共済」の自治的精神」(菊池勇夫1970:177、[下線は筆者])であると主張されている。また、「社会保険の基本的な考え方は、同じ保険集団に属している被保険者の疾病や死亡といったリスクを保険集団が引き受け、その費用を「相互扶助」または「助け合い」の精神に基づいて負担すること」であるとして、「社会保険制度そのものの根本的な思想」は「社会連帯に基づく相互扶助」であるとされる(倉田1999:30、[下線は筆者])。さらに、「自律的決定になじむのが、社会保険の仕組みである。基本的には保険料に財政基盤を置く社会保険制度においてこそ、能力に応じた適正な「負担」を背景として、積極的な「選択」及び「参加」を主張することが可能になるとい

うべきである。こうした参加システムをもつことにより、いわゆる住民参加型のシステムが存在する自治体レベルの社会保険では、個人による重層的な意思の反映が図られることになり、こうした直接的な政治システムが存在しない全国レベルの社会保険でも、貴重な意思反映システムとなり得る」と主張される(菊池馨実2000:270、[下線は筆者])。

このように、市民社会と社会保険は、連帯・自治・参加といったタームと親近性をもつ点で整合的であると言える。市民社会と社会保険とが整合的であるのならば、「官から民へ」の時代には、社会保障の中でも社会保険が、税による制度よりも、より重要性を増すと言えるであろう。そして、官ではない企業にとっても、社会保険の方が、税による制度よりも整合的であるとも言えるであろう。堤修三教授が、「社会保険を是とする立場は、福祉水準の向上を求めつつ、国の関与をできる限り少なくしようと考える」(堤2000:9)と言うように。

2. 社会保険料の事業主負担をめぐる学説

(1) 社会保障法の形成期における社会保険と企業の社会的責任

ここでは、古くから社会法の講座が置かれて、社会保障法の研究がなされていた九州大学の二人の研究者による、社会保険とその社会性、及び「企業の社会的責任」についての言及を通じて、保険料の事業主負担について見てみたい。一人は、第二次大戦前から戦後にかけて、社会保障法学の黎明期ともいえる時期に、著作を世に出した菊池勇夫教授である。そして、もう一人は、その後任にあたる荒木誠之教授である。以下では、二人の議論を見ていきたい。

① 菊池勇夫教授の著作から

ここでは、菊池勇夫教授による第二次世界大戦前の二つの論考に記さ

れた、事業主負担の説明を追ってみたい。一つは、労災補償制度に関する論文であり、もう一つは広く社会保険の制度に関するものである。

菊池教授は、昭和10年(1935年)に書かれた「労働者災害補償の本質」(昭和18年(1943年)の『労働法の主要問題』に収録)において次のように言う。

「労働者は、生産に従事する場面においては一個の労働力であるが、職場以外の場面では、一定の生活を営む社会人である。この社会人としての人間の消費生活は、労働力を充用してゐる生産組織から供給保障されねばならない。したがって、労働力として受けた災害から被むる社会人としての不利益に対しては、生産組織において之を填補する責任を生ずる。そこに、職場における被害者を生産組織の主体が扶養すべき義務——決して単なる道義や恩恵ではない——の団体的或ひは社会的基礎がある」(菊池1943:263-4、[但し、旧漢字は新字体に変更。以下同様])。すなわち、言いかえると、労働者の生活は、その労働力を用いている生産組織である企業から保障されなければならず、労働力として受けた労働災害からの被害に対しては、企業が補償する責任が生じる。そこに、職場における被害者たる労働者を企業が扶養すべき義務の団体的・社会的基礎があり、それは道義や恩恵によるものではない、ということになる。

さらに菊池教授は、「生産組織の主体が扶養すべき義務の団体的或ひは社会的基礎」を、「団体的扶養」という言葉を用いて説明を続け、「災害補償が企業団体の扶養義務たることを、社会法的に認めさせるやうになるのは、大体企業の独占的統制が団体的性格を顕著にし、之に対立して労働者の組合的統制が社会的勢力を強固にする時期である(企業責任理論の発生)。又、産業が国家的規模において統制を受けるやうになれば、個々の企業の労働者に対する関係は産業の全般的利害と明瞭に結合されるから、災害補償の制度も、直接には個々の経営団体の責任とされるにしても、間接には全生産組織の連带的責任として国家的に保障されることになるのである(社会保険化の過程)」(菊池1943:266)と言う。

また、昭和16年(1941年)に発表された「社会保険法の対象と本質」(昭和45年(1970年)の『社会保障法の形成』に収録)は、著者の言によると、「社会保険を特にその社会性という視点から研究した」論文であり、そこでは事業主負担について次のように説明されている。

「社会保険の特質としての社会性」(菊池1970:168)という項目において、まず、保険目的の社会性について言及される。社会保険は、「個々人の利益のためではなく、労働力の保全乃至人的資源の維持」(菊池1970:169)という社会性を有する。また、カール・プリブラムが社会的事故について「一定の型の個人的危険(individual risks)が人口の広い範囲にわたる部分を支配する場合、その財産上の損失は全体の経済的社会に影響を及ぼすようになる」(菊池1970:170)と説明するのを引用して、そのような「社会的」危険から生じた事故を補填する費用は、事故の性質に応じて「被保険者(労働者)、あるいは事故原因に直接関係ある者(事業主)、あるいは社会的事故団体の基礎をなす国民共同体(国家)から醸出されることになる」(菊池1970:171)という。さらに保険計画の社会性を、「社会保険は、私保険の対象となりかねるような社会的事故に対し、私保険の保険契約者として保険料支出をなす資力を欠くような社会層の人々を保険する点で社会政策的制度たるものである。被保険者たる労働者は生活費以上にほとんど余裕のない賃金を得る者であり、しかも社会保険に加入強制されるのであるから、たとえ掛金をなす場合でも賃金の一定割合を超えることができず、むしろ無醸出たるべき場合さえもあるのである。そこで社会保険計画を可能にするため必要な財源については、之を労働者を直接使用する事業主より徴収し、又社会政策を担当し遂行すべき国家から負担金として醸出することになる」(菊池1970:173-4)と説明する。

② 荒木誠之教授の著作から

戦後の日本国憲法制定後、昭和32年(1958年)の段階で、荒木誠之教授は、「災害補償理論の展開」という論文において、菊池勇夫教授の「団体的扶養義務の主張が果して妥当なりや、その立論の基礎とする労働関係の把握が果して災害補償を団体的扶養として理解すべき必然性をもつか」(荒木1958:10)と問い、これを検討する。そして、「災害補償の生活保障たる本質は、必ずしも企業経営組織の団体的扶養として構成する必要はなく、むしろ国家自体の生活保障義務に求むべきものではなからうか。それはまさに生存権の保障に由来する制度と考える」(同:15)とする。また、吾妻光俊教授が、「労働力の社会的価値を毀損の程度に応じて補填するものと理解し、その責任を使用者に負わず根拠を危険原因に求めた」ことを「生存権との関連を問題とせず、従って無過失責任を多少考察したに止まる」としたうえで、「私は労働力の問題も主體的権利と構成することにより、使用者の責任の根拠と統一的に把握しうると考える」と述べる。

昭和37年(1962年)には、荒木教授は、「労災補償の生活保障的特質」という論文で次のように述べる。

「労働者は労働能力を商品として貨幣化することによって、自己及びその家族の生活を維持している。従って、労働能力の喪失は即ち労働者及びその家族の生活の脅威を意味する。労働関係における労務遂行と労働能力の喪失が、社会的な意味における相当因果関係にあるとき、労働者の生存権を保障すべき義務を負う国は、労働関係の一方当事者として労働能力の喪失に社会的責任を負うべき使用者に対し、労働者の労働不能又は死亡による労働者又はその遺族の生活の保障を命ずべきことになる。補償はこの意味で国家の生存権保障の具体化であり、国家の法的責任を背景とする」(荒木1962:161、[下線は筆者])。

さらに、昭和55年(1980年)の「社会保障法体系における労災補償」(平成11年(1999年)の『生活保障法理の展開』に収録)において、労災

保険法の保険料が全額事業主負担であることについて、次のように述べる。

「労災補償給付については、災害の労働関係的特質を前提とするかぎり、企業責任の法理に立って費用を調達するのはきわめて自然であり合理的である。そこに社会保障の特色を見出すとすれば、それは補償が個別企業の単独責任においてではなく、資本主義経済社会の総体としての企業の連帯において行われるところに見出される。自己の従業員ではない労働者の被災に対して企業が補償責任を分担するという構造は、労働関係の法理からは直接に導き出しえない論理であり、社会保障の法理によってはじめてその根拠が積極的に与えられる。われわれは企業の危険分散という責任保険的理解ではなく、資本主義社会の企業総体の労働者に対する生活保障責任として労災保険の特質をとらえ、その観点から給付内容のみならず、保険料の全面的企業負担の社会保障法的意義を評価するものである」(荒木1999:105、[下線は筆者])

として、企業全体の連帯責任の考え方を説く。

そして、「社会保険では、保険団体を構成している産業社会を基盤とする生活援護という性格が顕著であり、個々の使用者の契約上の義務とは区別された、企業全体の連帯した社会的責任の考え方が基礎にある。労災補償の保険では、労働災害の性格にかんがみ労働者の抛出を含まず、事業主のみの抛出で保険財源をまかなうが、そこでは総体としての事業主の連帯的社会的責任の思想が、もっとも典型的な形であらわれている。被用者保険にみられるこのような、社会的責任にもとづく生活援護的性格が、この制度を社会保障へ接近・結合させる要因となった。歴史的な展開過程をみても、被用者保険がやがて一般国民の社会保険へ拡大し、全国民を含めた社会保険となって、それが社会保障の中心的部分を形成してきたのである」(荒木2002:244-5、[下線は筆者])と述べるにいたる。

(2) 事業主負担をめぐる社会保障法の諸学説

① 諸学説

このように、社会保障法学説では当初、労災保険料の事業主負担と、企業の社会的責任とを架橋して議論されて、社会保険制度が展開されていく中で、全般を見渡して、両者が議論されるようになった。ここでは続けて、事業主負担の根拠に関する社会保障法の諸学説について検討してみたい（江口1996：107-109；堀2004：58-59）。

④ 事業活動起因説

事業主は労働者を使用して利益を得るが、労働者はそのことにより労働災害にみまわれたり、業務によって傷病を発生させたり、事業者の都合により解雇されたりする。その責任を事業主は負うべきであるというものである。例としては、労災事故・失業・傷病等があげられるが、年金・介護保険の根拠としては適合しにくい。年金・介護について、あえていえば、事業主は、一人の労働者という人間の人生のうち、若くて健康な時期の労働力を使用して利益を上げるが、労働者はその時期に健康な身体を提供して働くのであり、年老いて、比較的病気がちな時期の労働者の事故についても補償してしかるべきということになる。

⑤ 事業主による保険事故の予見可能性を根拠にその負担を肯定する予見可能性説

事業主は、労働者の特性を考慮し、保険事故を予見すべきであるという説。例えば、産む性という特質を有する女性を雇う場合には、女性労働者の出産という保険事故は当然に予見されるものであるということになる。少子化対策では、出産について、企業の社会的責任とからめて議論されている（『週間社会保障』2342号、2005年7月25日、23頁）。

⑥ 事業主利得説・生産性向上説

社会保険の存在が事業主に利益をもたらすという説。社会保険によって、労働者は勤労意欲を増し、企業も福祉の充実をうたうことでよい

人材を確保でき、生産性が向上し、事業主の利益にもなるという。

しかし、利益をもたらすなら企業は自発的に福祉を提供し、保険料も自ら進んで負担するはずであり、法で強制する必要はない。

④ 事業主が既に抛出していたという事実の定着度に着目する定着事実説

日本の社会保険は事業主による福利厚生として始まったという経緯、事実を根拠とする説である。このシステムは現に社会で定着しており、「社会的」慣習であると主張するものと言えよう。

⑤ 労働者の負担能力の不足を補うため

企業のほうが、労働者よりも負担能力があり、ノブリス・オブリージュとしても負担するのが相当である。近年における消費者保護、製造物責任の考え方に見られるような、社会的なコストは大きなポケットから負担されて然るべきであるという考え方とも類似している。

しかし、企業の方が負担能力を有するからといってなぜ補うのかだろうか。社会的な圧力ともとれないだろうか。何か「社会的なもの」が背後にあるように思われる。

⑥ 労使協調的精神の発露

崇高な労使協調的精神が発露されたものとして理解されるものである。

これは、企業は市民社会の担い手であるという考え方とも整合する。

② 検討

こうしてみると、社会保険料の事業主負担の背景には、「社会的なもの」の力が働いているように思える。企業が社会的な責任を負っているから、法で強制することが正当化されて、制度を維持することが可能であり、法によってフリーライダー（ただ乗り）を防止していると解釈することもできよう。

しかし、上記の学説は、第一義的には、企業が、当該企業で働く従業員

員に対して負担する根拠であることは否めない。国民皆保険・皆年金のもとで、従業員の家族や、退職後の従業員に対しても負担をする根拠としては、さらに別の考え方が必要とされよう。特に、2006年に成立して、2008年4月から実施される高齢者医療制度は、従来の根拠のみでは解釈し難くなる。この制度では、75歳以上の高齢者を対象とする医療制度に対して、被用者保険を含む現役世代からの支援金が課され、その支援金は全財源のうちの4割を占めることになるのである（椋野・田中2007：48-9、[田中執筆]）。

(3) 事業主負担廃止論

① 『企業福祉の終焉』

一方、橘木俊詔教授は、『企業福祉の終焉——格差の時代にどう対応すべきか』という著作において、「企業は福祉から撤退してよい」（橘木2005：i）、事業主負担も「終焉の方向にあってよい」（同：ii）と主張する。理由としては、「社会保険給付の財源調達を保険料方式から税方式に転換することのメリットが全体としてみれば大きいので、社会保険料負担の削減ないし廃止が要請される。結果として保険料の事業主負担の削減ないし廃止につながるのである」（同：ii-iii）と言う。税方式に転換すると、事業主負担が要らなくなり、「事業主負担が免除された分は、企業独自の用途が自由な財源となる」（同：100）。この財源の活用方法は、「労使の協議を前提とした上で、最終的には企業の裁量となる」（同：101）。なぜなら、「社会保障と福祉には普遍主義をもってのぞむべき」であり、「公平性という観点からすると問題」であり、正社員とその他での「労働者の間に福祉サービスに大きな格差が生じるのは好ましくない」（同：125）というのである。さらに税方式のメリットとして、「税にすれば徴収能力が高まることが期待される」（同：161）と主張する。運用の仕方として、「基礎年金給付にミーンズ・テスト（資産調査）を施行」して、高額所得者や資産保有者には、「給付の減額やゼ

口給付があってもよい」（同：172）と言う。

橘木教授は、「企業本来の社会的責任は、ビジネスの繁栄と雇用の確保」であり、「国民への賃金・所得の支払いを確実に行うことと、できるだけ高い賃金・所得の支払いをすることがもっとも重要である」（同：181-2）と言う。そして、「医療はまだしも、年金や介護は労働者が労働市場から引退したときに給付されるものである。そこまでの所得保障をなぜ企業がせねばならないのか、という疑問が残る」として、「引退後の所得保障である年金や介護の給付は、個人と政府の間で結ばれた年金や介護の契約によってカバーされるべきではないか……。それは国民一人一人の負担（すなわち税）を財源としてなされるのが自然」（同：195-6）であると主張する。最後に「国民全員にとって利益となり、かつ企業も経済活力を強化することが可能な福祉制度の達成は可能である」（同：199）と締めくくる。

② 橘木説の検討

社会保険料の事業主負担は廃止すべきだという、橘木教授による説を検討しよう。

既に確認したように、例えば、労働者災害補償保険の目的は労働力の保全と産業の育成であった。それは、企業の規模の大小に関わらず、企業で働く者が労働災害補償を確実に受けることができるようにと企図されたものである。企業が事業を展開する過程で、就労者が事故によって被災者となった際、事故を引き起こした企業が「社会的な責任」を果たすことができるように、設計されたものである。労働力の保全と産業の育成という意味では、医療保険の目的もこれに該当する。介護・年金保険についても、企業は、労働者の一生涯のうち、若くて健康な時期の労働力を使用して利益を上げるが、年老いて比較的病気がちな時期の生活には関与しない⁽⁴⁾というのは、あまりにも身勝手すぎるであろう。

一般税と比べて、社会保険料は用途が社会保障に直結しており、他の

政治的事情によって左右されないことがメリットとして指摘される。労働者が生活する中で、保険事故は突然に発生し、保険システムがなければ、補償を受けられない状況もありうる。働かなければ食べていくことは難しい。また、大きな事故予測できない事故に個人で対処しづらいのも、昔も今も変わらない。これも、労災補償の根拠として言われてきたことだが、そもそも企業が人をつかって、収益を得るわけだから、事故が起こった際には、企業が責任を負うのが理屈としてあう。

また、橘木説を採用すると、労働者のみに負担をおわせることになる。今後、少子高齢の社会は不可避であり、また社会保険料の負担増も不可避である。その一方で、企業に勤める者の所得の上昇は見込めない。そうすると、企業は負担の増加から逃れることができ、給与所得者の負担のみが増えるという帰結が生じる。つまり企業は責任を果たすこともできるが、果たさなくてもよくなる。企業の第一の目的は利益追求であり、コストを削減し、収益を増大させることであるとすれば、責任を果たさないフリーライダーも生じる。橘木教授は税による制度を提唱する。しかし、圧力団体による抵抗などにより増税は困難である（宮島・井堀 2002：16-7、[宮島執筆]）。

さらに言えば、社会保険料の事業主負担をしなくてもよいパート・派遣社員が増えたから、事業主負担を廃止するべきだというのは短絡的であろう。パート・派遣社員も強制適用にすべきという議論もあるはずであり、現実に政策もそのような方向で見直されている。

3. 企業の社会的責任（CSR）

社会保障法学説では当初、労災保険料の事業主負担と、企業の社会的責任とを架橋して議論された。社会保険制度が展開されていく中で、全般を見渡して、両者が議論されるようになったが、なお事業主と従業員

との関係において、負担の根拠が問われてきた。しかし、国民皆保険・皆年金のもとで、社会保険制度を維持していくためには、社会全体を見据えて、財政調整をしていく必要があり、従来の事業主負担に関する説明では、正当化できない側面が生じている。そこで、次に、昨今注目される企業の社会的責任（CSR）に焦点を合わせ、社会保険との整合を図りたい。

(1) 企業の社会的責任（CSR）とは何か

近時、「企業の社会的責任（CSR）」が注目を集め、これをタイトルにした著作も数多く出版されている。特に、平成18年（2006年）は、谷本寛治『CSR — 企業社会を考える』、奥村寛『株式会社に社会的責任はあるか』、松野弘他編『「企業の社会的責任論」の形成と展開』をはじめとする多くの研究書が刊行された。そのみならず、同年には、企業による「CSRレポート」も、旭化成、アサヒビール、NTTドコモ、花王、キリンビール、サッポロビール、サントリー、ソニー、ブラザー工業等によって刊行された。経済同友会が平成15年（2003年）に発表した調査結果では、CSR担当の部署あるいは担当者を設置する企業が増えている（奥村2006：1-2）。

この「企業の社会的責任（CSR）」は、商法では20世紀初めからアメリカで論争があったし、労働法でもフランスの学者等による議論の蓄積がある。それにもかかわらず、最近の著作には「CSRとは実際に何を指すのか、何に対応しなければならないのか（例 人権、労働環境、環境保護、地域貢献など）」という具体的な定義は、ほとんど不可能であると考えている」（高2003：11）、あるいは定義が多様で不明確といわれている（谷本2006：58）とするものが多い。それでも、ここでは企業の社会的責任（CSR）を、「企業が社会の一員として社会の要請に添うよう行動する責任」（中村2004：46）、「企業活動のプロセスに社会的公正性や倫理性、環境や人権への配慮を組み込み、ステイクホルダーに対し

てアカウントビリティを果たしていくこと」(谷本2006: 59)と位置づけておく。

(2) 企業の社会的責任(CSR)と企業

アメリカでは、A・A・バーリーの1931年「信託上の権限としての会社権限」論文を発端として、株式会社の経営者が、社会的責任を負うべきかどうかについてのバーリーとE・M・ドッドの論争が展開された。バーリーは1954年に『二〇世紀資本主義革命』の中で、「20年前にハーバード大学の法学部教授であった故E・M・ドッドと論争した。著者は、会社権限を株主のために信託された権限であると主張した。他方、ドッド教授は、会社権限を社会全体のために信託された権限であると主張した。この議論は(少なくとも現在のところ)ドッド教授の主張にはっきりと味方してけりがついた」と述べる(森田1978: 26)。

日本でも商法において、従来、「企業の社会的責任」はしばしば議論されてきた(中村2004: 46-50)。まず、1970年代の公害等が深刻な社会問題となった時期には、商法に「企業の社会的責任」という一般規定を設けるかどうかも議論の俎上にのった。1990年代後半には、コーポレート・ガバナンス論との関連において、また2000年に入ってから、社会的責任投資(SRI: Socially Responsible Investment)との関連で、企業の社会的責任(CSR)が論じられている。大企業は株主の利益のみならず、従業員・顧客(消費者)・地域住民の利益も考慮すべきという議論があり、「今日の大企業は手段を選ばずに利益を上げるような経営は是認されるはずはない」(竹内2001)とも言われる。長期的に利益を上げるためには、従業員の協力は言うまでもなく、それとともに顧客・消費者や地域社会の支持・理解も必要である。そのため、社会的公正性や環境・人権への配慮、アカウントビリティ、情報開示などといった項目が、企業の社会的責任(CSR)としてあげられるにいたったと言える。

(3) 社会保険と企業の社会的責任 (CSR)

こうしてみると、労働者対象の制度から、その家族、さらには国民全体を包摂する制度へと広がりを見せて展開されてきた日本の社会保険のあり方と、従業員のみならず、地域住民や消費者をターゲットとした企業の社会的責任 (CSR) とは重なり合うとみることができよう。

社会保険と企業の社会的責任 (CSR) とを結びつけて、「社会保険が社会全体の支えあいの理念で成り立っていることを踏まえた制度設計が欠かせないだろう。折から企業の社会的責任 (CSR) への関心が高まっている。経済団体も「かねてより企業の社会的責任を重要な課題と位置付け積極的に推進してきた」としている。社会保険制度への積極的な関与を、このCSRの大切な要素のひとつと位置付けたい」(荻野2005:18) という指摘もなされている。

従業員、地域住民、消費者で構成され、それらの人々が相互に協働しあう集合体である、社会と関わりながら、社会による何らかの信頼を得て、利益を得なければならない、企業という性質に鑑みれば、企業も社会において相応の役割が期待されよう。換言すれば、企業は社会の中に存在して、社会の構成員と取引をして、営利活動を行うのであるから、社会なくして存続し得ないことは言うまでもなからう。その際、参加の契機もあり、保険者自治や連帯をもとにした水平的ネットワークと結びつく、社会保険による制度の方が、企業という性質と整合するのではないかというのが筆者の主張である。

そもそも博愛精神に満ち、慈愛の心を備えた立派な人間ばかりで構成された世の中であれば、法により強制された制度は必要ない。社会保障制度はそもそも、無理をしなければ維持をすることができないシステムである。厳しい経済状況のなかでは、企業は保険料負担を廃止したいと望むであろう。しかし、社会の安定なくして、取引の安定もない。廃止した帰結が、取り返しのつかない混乱を引き起こすことになれば、企業にとっても損失は大きい。多くの企業が、今後とも企業の社会的責任

(CSR) を重視することで、政府の強制によらない自発的な社会保障のシステムが維持され、活力ある社会となることを期待したい。

[*「社会保険料負担と企業の社会的責任」というテーマで、事業主負担をCSRによって正当化することに着手したのは、2005年の5月であった。年月が経つ中で、多くの方々にご教示を賜り、また様々な報告の機会も与えて頂いた。研究会、大学院の授業で、報告の機会を与えて下さった諸先生方と、拙い報告にコメントして下さった皆様に、心よりお礼を申し上げたい。貴重なご指摘を頂戴しながら、十分こたえることができなかったが、本稿は第一歩として他日を期すことで、ご容赦を頂きたい。]

注

- (1) 江口隆裕教授は、正社員とそれ以外とを分ける基準は明確ではないと指摘する(江口2007:38-9)。江口教授が指摘するように、昨今では、パートの店長も誕生しており、職務内容に求めることはできない。そうになると、正社員契約かパート契約かという、単なる契約の違いが、両者の区別になると、筆者には思われる。また、パート労働者の非適用は、昭和55年(1980年)の厚生省保険局保険課長と社会保険庁医療保険部、年金保険部の通知に基づいていたにすぎず、法律に明記されてはいなかった(『社会保険旬報』2313号、2007年4月21日、18頁)。
- (2) 堤修三教授は、「名称はともかく、拠出と受給が個人のレベルで一対一的に対応している限り社会保険料であり、それがない限り、たとえば自動車保有者がガソリン税を負担しそれにより整備された道路を使用する場合のように集団レベルで拠出者と受益者が一致するとしても、それは社会保険料とはいえない。そのような目的税は、特定の用途にしか充てられないことから賦課について納税者の理解を得やすいということはあるにしても、賦課自体はあくまで国家権力が一方的に行うものだからである」(堤2000:10-11)と説明する。
- (3) 事業主負担の歴史、労使折半の根拠については、荻野2005を参照されたい。なお、健康保険制度の事業主負担に関する法的性格を分析した論文として、台2007がある。
- (4) 老人保健制度では、勤労現役世代の被用者保険から、退職後の高齢者

を含む国民健康保険へ、拠出金を通じて、財政調整が行われている。もちろん、事業主にも負担になる。「こういう仕組みに被用者保険グループが賛成したのも、結局は退職した勤め人が国民健康保険のほうに移っているため、ある程度はその分も負担しないと不公平だと納得したから」であり、「市町村に言わせれば、「冗談じゃない、そもそもおたくの人でしょ！」ということになる」(椋野・田中2007: 47、[田中執筆])。

引用文献

- 荒木誠之、1958、「災害補償理論の展開」『季刊労働法』27号、2頁。
———、1962、「労災補償の生活保障的特質」『労働法』19号、159頁。
———、1999、『生活保障法理の展開』法律文化社。
———、2002、『社会保障法読本 [第3版]』有斐閣。
台豊、2007、「健康保険料事業主負担の転嫁に関する規範的考察」『法政理論』39巻3号、60頁。
江口隆裕、1996、『社会保障の基本原則を考える』有斐閣。
———、2007、「パート労働者問題」『週刊社会保障』2428号、38頁。
堀勝洋、2004、『社会保障法総論 [第2版]』東京大学出版会。
細見佳子、2007、「市民社会論からみた社会保障制度の在り方 — 社会保険理論および公共政策訴訟からの検討」『日本公共政策学会2007年度研究大会報告論文集』、144頁。
加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子、2001、『社会保障法』有斐閣。
菊池勇夫、1943、『労働法の主要問題』有斐閣。
———、1970、『社会保障法の形成』有斐閣。
菊池馨実、2000、『社会保障の法理念』有斐閣。
倉田聡、1999、「社会保険財政の法理論 — 医療保険法を素材にした一考察」『北海学園大学法学研究』35巻1号、17頁。
増田雅暢、2003、『介護保険見直しの争点 — 政策過程からみえる今後の課題』法律文化社。
松野弘他編、2006、『「企業の社会的責任論」の形成と展開』ミネルヴァ書房。
宮島洋、2006、「社会保障と税制 — 社会保険料と消費税の比較・選択を中心に」『季刊社会保障研究』42巻3号、202頁。
宮島洋・井堀利宏、2002、『経済政策Ⅱ — 財政と社会保障』放送大学教育振興会。
森田章、1978、『現代企業の社会的責任』商事法務研究会。
椋野美智子・田中耕太郎、2007、『はじめての社会保障 [第5版]』有斐閣。
中村美紀子、2004、「CSRが法学に与える影響 — CSRにおける法人税法および労働法」『法律時報』76巻12号、46頁。

西村健一郎、2003、『社会保障法』有斐閣。

荻野博司、2005、「企業と社会保険 — 「事業主負担」を考える」『年金と経済』24巻
2号、11頁。

奥村宏、2006、『株式会社に社会的責任はあるか』岩波書店。

橘木俊詔、2005、『企業福祉の終焉』中央公論新社。

高山憲之、1977、「社会保険料負担の三・七問題 — 社会保険料事業主負担分の基本
的問題点」『日本労働協会雑誌』19(5)号、13頁。

堤修三、2000、『社会保障 — その既存・現在・将来』社会保険研究所。

武川正吾・佐藤博樹、2000、『企業保障と社会保障』東京大学出版会。

竹内昭夫、弥永真生補訂、2001、『株式会社法講義』有斐閣。

谷本寛治、2006、『CSR — 企業と社会を考える』NTT出版。